

外郭団体における事務執行等の見直し

「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」に基づき、「経営評価」を実施し、出資法人の設立目的と事業内容の適合性、業務遂行の効率性、事業の採算性その他出資法人の経営目的に応じて必要な視点から、当該出資法人自らが経営全体を分析し、その結果に基づき総合的に評価を行い、事務事業の見直し・効率化を図ります。(対象：27団体)

公の施設の管理について指定管理者制度(注1)の導入により住民サービスの向上を図るとともに経費を削減

- ・県立施設としての必要性を検証し、存続する公の施設については、原則として指定管理者に管理を代行させます。
- ・管理(場合によっては事業も併せて)に必要な人役・人件費単価について、これまでの委託先団体の所要額積算から、同類施設統一の理論的積算(標準人件費)に変更します。
- ・公の施設に、利用料金制度(注2)を適用する施設数を増やし、これまで管理委託者の経営に無関係であった料金収入が管理委託者の収支に反映されることにより、収入確保や経費節減など、管理委託者の経営努力を促します。
- ・また、利用料金制度導入以外の施設でも、一定額以上の収入があった場合、管理経費に一部上乘せするようなメリットシステムを導入し、管理委託者の経営努力を促す仕組みを検討します。

(注1) 「指定管理者制度」とは、地方公共団体が公の施設の管理を委託する場合、従来は地方公共団体の出資法人・公共団体・公共の団体に限り認められていましたが(管理委託制度)、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月に公布、同年9月から施行され(経過措置期間3年)、地方公共団体が指定するものを「指定管理者」として管理を代行させるものです。指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、幅広く民間事業者等もその対象となりました。この制度の導入により、住民サービスの向上や当該施設の管理に要する人員・経費の削減が見込まれます。平成16年度では「花ふれあい公園」の管理に指定管理者制度を導入しました。

(注2) 「利用料金制度」とは、平成3年地方自治法の改正により創設されたもので、公の施設の管理の委託を受けた者(管理委託者)に当該施設の利用にかかる料金(利用料金)を当該管理委託者の収入として収受させることができる制度です。現在、くにびきメッセ、アクアス、三瓶山北の原野営場に適用されています。

2 事務事業の見直し 削減 【収支改善目標額(一般財源):200億円程度】

(1)基本的な考え方

事務事業の見直しを通じて、当初予算編成段階において平成18年度までに、150億円程度(うち、「公共事業枠」及び「部局調整枠」で100億円程度、「重点化予算枠」、「特別需要枠」及び「地域予算枠」で20億円程度、「義務的経費等」で30億円程度)の収支改善を目指します。

なお、事務事業の見直しにより150億円程度の収支改善を図ることを基本としますが、県単独施策の廃止・縮減を図ることにより著しい県民サービスの低下をもたらし、県民の理解を得ることが困難であると考えられる場合には、県単独の施策の廃止・縮減にかえて、最大50億円程度の規模で一部の税目に超過課税を導入し、県民の皆様に追加的負担をいただくことにより、県単独の施策を存続することも検討します。

このほか、当初予算編成後も、執行段階での徹底した節減や予算を上回る歳入確保に努めることにより決算段階で50億円程度の収支改善を図ります。

(2)予算編成上の経費区分ごとの対応

A 各部局への枠配分に係るもの

県の歳出構造は、10ページで説明したとおり、義務的経費や固定的な経費で大半を占めており、県の判断で事業量の伸縮可能なものは、原則概ね半減が必要です。

このような状況を踏まえ、各部局に予算の総枠を示し、個別事業への配分は各部局に委ねる方式で予算編成を行っている経費については、下記の考え方により予算枠の縮減を図り、全体として平成18年度までに100億円程度の収支改善を目指します。

）公共事業枠（補助公共、単独公共、継足単独補助金、直轄事業負担金）

補助公共・単独公共について、平成14年度に策定した「財政健全化指針」に基づき、既に平成16年度当初予算において平成14年度当初予算と比較し、事業費を30%削減しました。

今回の削減に当たって、県の判断で事業量を任意に決定できる経費については概ね半減が原則ですが、公共事業については、長期的な事業計画に基づく事業継続性の確保や地域経済・雇用情勢に与える影響等を考慮し、段階的な事業費の削減とすることが適当です。

このような考え方に立って、公共事業については、平成20年度までに事業費を半減することを目途として、当面平成18年度までに補助公共・単独公共あわせて30%程度（平成16年度対比）削減します。

公共事業担当部局への補助公共・単独公共予算枠の配分に際しては、公共事業の優先順位付けに基づき、相対的に優先度の高い分野に係る事業については平成16年度比概ね80%、相対的に優先度の低い分野に係る事業については同じく概ね60%、その他の分野に係る事業については同じく概ね70%を目安に傾斜配分します。

公共事業担当部局において予算枠配分の考え方を踏まえ、配分された予算枠を限度に補助公共・単独公共予算を編成します。

市町村等が実施する農業農村整備や林道整備などの公共事業に対する県の継足単独補助金について、地方分権に対応して、県と市町村等の役割分担を図る観点から、政策目的を達したことから段階的に廃止・縮減します。

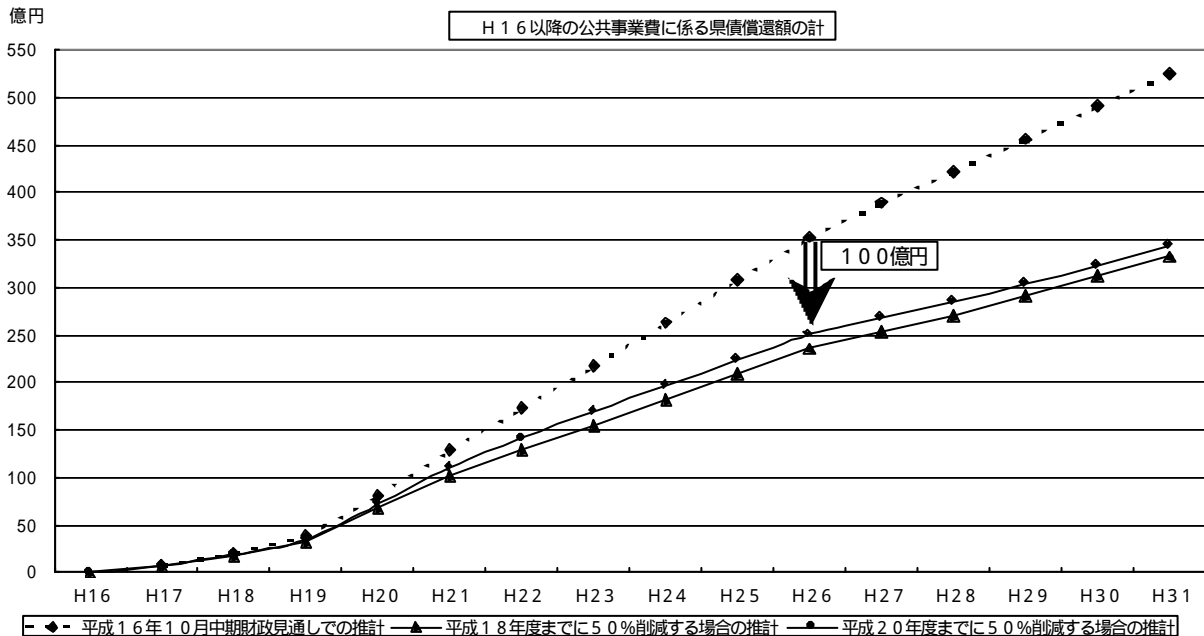
公共事業抑制による財政効果

将来の県債償還額の抑制

公共事業は、主として県債の発行を財源として行うため、事業費の削減が当面の財政収支の改善に及ぼす効果は限られています。しかし、長期的には県債の発行抑制を通じて将来の公債費（県債償還費）を大幅に抑制する効果が期待できますので、将来的な財政構造の改善を図るためには、公共事業費の抑制は不可欠です。

今後の県債償還額を推計すると、今回の方針に沿って公共事業費を削減した場合、削減しない場合と比較して、収支均衡体質を目指す10年後には、約100億円の県債償還額の削減が図られます。

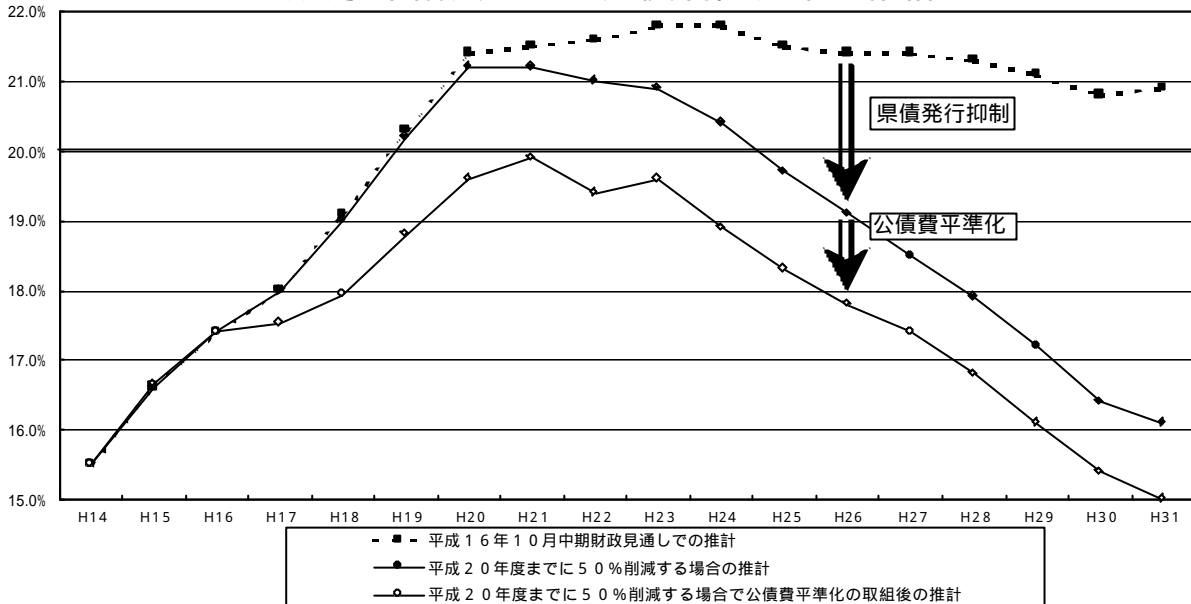
県債償還額の動向



起債制限比率の抑制

公共事業費の抑制は、将来の公債費の抑制を通じて起債制限比率の引下げの効果をもたらします。今回の抑制方針により起債制限比率は、10年後で約2ポイント強低下しますが、平成19年度から平成24年度までの間は、起債制限比率がなお20%を上回るものと推計されます。このため、借換債の発行・新規に発行する銀行等引受債の償還予定期間の延長（20年→30年）等の公債費平準化の取組を併せて行うことにより、起債制限比率がピーク時でも20%を下回るよう抑制します。

公共事業削減による起債制限比率の推計



部局調整枠（配分された予算枠に従い、各部局が主体的に調整する経費）

ア.一般施策経費（ソフト面の施策を中心とした県事業や補助金で、枠的に予算措置しているもの）

- ・平成18年度の一般財源総額を全体として平成16年度の概ね50%に削減します。
- ・各部局への予算枠の配分に際しては、島根県総合計画に係る70施策の優先順位付けに基づき、相対的に優先度の高い施策に係る事業については平成16年度比概ね60%、相対的に優先度の低い施策に係る事業については同じく概ね40%、その他の施策に係る事業については同じく概ね50%を目安に傾斜配分します。
- ・各部局において予算枠配分の考え方を踏まえ、配分された予算枠を限度に予算を編成します。
- ・奨励的県単独補助金を平成17年度予算編成においてゼロベースで見直します。必要なものは内容を精査の上再構築して予算化します。

奨励的県単独補助金一覧

（単位：百万円）

補助金名称	H16 事業費	H16 一般財源
島根県職員互助会助成補助金	67	67
市町村消防防災施設等整備費補助金	50	50
総務部計（2件）	117	117
新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金	589	6
住んで幸せしまねづくり事業費補助金	420	420
ふるさと島根定住支援補助金	141	141
IT利活用促進総合補助金	40	40
島根県空港利用促進事業費補助金	34	34
中山間地域市町村定住促進緊急助成事業補助金	20	20
ほか11件	50	35
地域振興部計（17件）	1,294	696
島根ふれあい環境事業補助金	92	0
ほか6件	44	29
環境生活部計（7件）	136	29

補助金名称	H16 事業費	H16 一般財源
診療機能強化設備整備費補助金	256	256
飲料水安定確保対策事業費補助金	79	79
小地域福祉ネットワークづくり推進モデル事業費補助金	31	31
少子化対策推進事業補助金	26	26
ほか4件	12	10
健康福祉部計(8件)	404	402
がんばる島根農林総合事業費補助金	764	764
地域アグリビジネス支援事業費補助金	197	197
間伐・間伐材生産促進事業補助金	151	151
間伐作業道整備事業補助金	136	136
企業参入促進モデル事業費補助金	100	100
就農施設等整備事業費補助金	80	80
林業・木材産業構造改革事業補助金	79	13
環境にやさしい農業条件整備事業補助金	78	78
島根県松くい虫被害対策事業補助金	67	67
基幹作業道整備事業補助金	48	48
森林整備活性化推進事業補助金	32	32
漁業経営構造改善事業費補助金	30	30
農地保有合理化促進対策事業費補助金	29	29
乾燥木材供給体制整備事業補助金	27	27
新たな漁業経営チャレンジ事業費補助金	24	24
ほか44件	217	197
農林水産部計(59件)	2,059	1,973
しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金	170	170
観光トップブランド創出支援補助金	45	45
地域商業活性化支援事業費補助金	40	40
広域観光商品開発支援補助金	20	20
ほか13件	92	92
商工労働部計(17件)	367	367
島根県定住促進賃貸住宅建設事業補助金	213	213
土木部計(1件)	213	213
財団法人島根県教職員互助会補助金	147	147
国指定文化財修理等保存整備費補助金	146	146
教育活動総合支援事業補助金	38	38
ほか1件	2	2
教育委員会計(4件)	333	333
島根県警察職員互助会補助金	31	31
警察本部計(1件)	31	31
合計(116件)	4,954	4,161

イ. 経常経費等(県有施設の維持管理費、基本的な事務経費など)

- ・平成18年度の一般財源総額を全体として平成16年度の概ね90%に削減します。
- ・既存の公の施設について、譲渡・廃止・休止を含めて見直します。また、指定管理者制度の導入などにより経費を削減します。
- ・道路等維持管理への住民のボランティア参加の促進について検討します。

B 全庁的調整に係るもの等

全庁的視点に立って上記Aとは別枠で予算措置している事業等については、事業ごとに個別に見直しを検討するとともに、義務的経費等についても制度的見直し等を通じて経費を抑制し、これらの区分で全体として平成18年度までに50億円程度の収支改善を目指します。

) 重点化予算枠(重点化方針に基づき全庁的視点に立って実施する事業)

全庁的視点に立って実施すべき施策の「選択と集中」の徹底を図るため、政策企画会議で決定した三つの重点化施策(新産業・新事業の創出と経営力・技術力の高度化による産業の振興、地域資源の産業化と地域産品の高付加価値化、地域社会が支える子育て

・子育て支援)に係る重点プロジェクト事業については、厳しい財政状況ではありますが重点的に財源措置することとしています。

平成16年度から実施しているこれらの事業については、現計画の実績等を踏まえ、事業費について精査した上で、計画期間中(平成18年度まで)の必要な予算枠を確保します。

平成16年度採択重点プロジェクトの主な事業(金額は平成16年度重点化枠予算額)

新産業・新事業の創出と経営力・技術力の高度化による産業の振興	
・新産業創出プロジェクト推進事業	490,410千円
・ソフトビジネスパーク立地環境整備事業	33,925千円
・経営革新に対する支援事業	47,500千円
・地域産業育成強化事業	4,500千円
・市場開拓支援事業	38,500千円
・産学官連携促進事業	10,000千円
地域資源の産業化と地域産品の高付加価値化	
・地域ビジネス創出支援プロジェクト推進事業	12,000千円
・地域ビジネス創出事業	3,630千円
・島根の米ビジネス推進事業	42,000千円
・人と環境にやさしい農業推進事業	6,000千円
・観光トップブランド創出事業	42,760千円
・ブランド産品づくり・情報発信・販路拡大事業	52,000千円
地域社会が支える子育て・子育て支援	
・子育てを支える地域づくり事業	23,500千円
・地域社会で子どもたちが健やかに育つ環境づくり事業	73,921千円
合 計	880,646千円

) 特別需要枠(年度間変動が大きく臨時的な特別の需要に対応する経費)

施設建設・整備の新規着工について原則として平成18年度まで凍結

例...石見高等技術校の建設(浜田校と益田校の統合) 県立高等学校校舎整備 など

大会・イベントの開催方法の見直しによる経費の縮減

例...第31回全国高等学校総合文化祭(平成19年8月開催) など

県単独補助金の見直し

市町村・民間との役割分担やこれまでの施策効果等を踏まえ、制度を見直します。

例...生活バス路線確保対策交付金、私立学校振興費補助金、商工会・商工会議所等人件費補助金 など

新行政システムの整備について当面凍結又は整備中の経費の削減

例...電子入札システム(CALS/SE)、警察行政手続電子化、電子調達システム など

) 地域予算枠(地方機関の多様な発想により地域課題に取り組む事業)

必要な経費を精査します。

) 義務的経費等

ア. 県単独扶助費

県単独扶助費のうち、福祉医療費助成金及び乳幼児等医療費助成金について、対象者及び自己負担等制度全般についてそのあり方を見直します。

イ. 特別会計 企業会計繰出金

経営の合理化・効率化を図るとともに、一般会計からの負担のあり方を見直します。

見直しの視点

事業の効率性を高め、一般会計に準じて特別会計・企業会計の歳出を削減し、使用料等の額を見直し、一般会計からの繰出金・貸付金を抑制します。

市町村振興資金・母子寡婦福祉資金・農林漁業改善資金・中小企業近代化資金各特別会計について、貸付対象の厳選、要件の見直しを行い、資金ニーズが薄れたものは貸付規模を縮小します。また、会計内での繰越金・余剰金は可能な限り一般会計への繰出・貸付を検討します。

一般会計からの繰出金に係る繰出基準について、法令に基づかない任意性のある基準について見直します。また、法令で一般会計からの繰出時期が義務付けられている場合を除き、当面内部留保資金・繰越金で事業継続が可能な場合には、緊急避難措置として、一般会計から繰出を停止します。

一般会計からの貸付金のうち、無利子貸付については有利子化を検討します。また、民間からの資金調達に変更することを検討します。さらに、過去の一般会計からの貸付金で未償還金については繰上償還を検討します。

ウ.その他の経費

しまね市町村総合交付金

地方分権に対応して、県と市町村の役割分担を図る観点から、政策目的を達したのから段階的に縮減・廃止します。

例...農村整備推進交付金、農業集落排水事業推進交付金、公立病院施設整備支援交付金など

民間社会福祉施設整備の借入資金助成

民間施設整備の誘導策として30年以上経過し、目的が概ね達成されつつあること、介護保険制度の導入等社会福祉法人の経営基盤の強化が図られたこと等から、より支援が必要なものに限定することとし、対象施設の大幅削減、利子補給の廃止及び補給率の削減を平成18年度から実施します。

3 財源の確保

【収支改善目標額(一般財源):10億円程度】

(1)県税収入の確保

課税自主権の活用

核燃料税の更新(次期課税期間:平成17年度から平成21年度まで)

現行の核燃料税は、平成16年度で課税期間が終了しますが、原子力施設の立地に伴う財政需要の増加等を踏まえて、税率(現在7%)を引き上げた上で課税期間を更新することを検討します。

産業廃棄物減量税の導入

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他の施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として「産業廃棄物減量税」を平成17年度から導入します。

- ・納税義務者 産業廃棄物の排出事業者及び中間処理産業廃棄物排出事業者
- ・課税標準 最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
- ・税率 1トンにつき1,000円(経過措置 1年目:333円、2年目:666円)
- ・有効期限 5年間
- ・税収規模 約2億7千万円程度(試算値)

水と緑の森づくり税(仮称)の検討

広く県民が享受している森林の公益的機能を再生し、水を育む緑豊かな森をつくり次の世代に引き継ぐため、県民のアイデアと参加を得て新たな取組を推進する一環として、「水と緑の森づくり税」(仮称)の導入を検討します。

- ・課税方式 個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式
- ・納税義務者 個人:1月1日現在で県内に住所等を有する者
法人:県内に事務所等を有する法人等
- ・税率 個人:年500円(現行の個人県民税均等割額年1,000円に500円を加算)
法人:均等割額の5%相当額
- ・税収規模 約1億9千万円程度(試算値)

超過課税の検討

前項の「事務事業の見直し・削減」により、200億円程度の収支改善を図ることを基本としますが、これによる行政サービスの低下について県民の理解を得ることが困難と考えられる場合には、県単独の施策の廃止・縮減にかえて、最大50億円程度の規模で一部の税目に超過課税を導入し、県民の皆様にご負担をいただくことにより、県単独の施策を存続することも検討します。